

副本

平成29年(行コ)第132号 事業認可処分取消請求控訴事件

控訴人 XXXXXXXXXX 外2名

被控訴人 国

参加人 東京都

(処分行政庁 関東地方整備局長)

参加人準備書面


平成29年9月5日

東京高等裁判所第7民事部ハ乙係 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局総務部法務課(送達場所)
電 話 (03)5388-2502(直通)
FAX (03)5388-1262

参加人指定代理人 和久井 孝太郎 

同 榎本 洋 

同 勝田 健 

同 新井 実喜男 
(本件連絡担当)

第1 参加人の主張

原審の判断は妥当であり、本件控訴に理由はないから、速やかに棄却されるべきである。

その他の参加人の主張は原審のとおりであるからこれを援用する。

第2 求釈明について

- 1 控訴人らは、原審から継続して外環の2について計画変更を行わない旨の方針決定をいついかなる機関において、いかなる手続において行ったのか釈明を求めている（控訴理由書8頁及び9頁）。

また、控訴人らは、控訴理由補充書（9頁）において、事業認可申請に至る具体的経緯について明らかにするように求めている。

この求釈明に対しては、参加人準備書面(9)第2（3頁以下）において回答したとおりである。

- 2 控訴人らは、①八の釜の森の復旧等のために、外環の2の計画地の全部が必要となるというのであれば、特に非重複部分が必要となるというのであれば、その必要性を具体的に明らかにすべきである、②八の釜の森の復旧等について甲187号証及び甲188号証の内容が確定しているか、またその復旧等に向けた具体的な内容について明らかにするように求めている（控訴理由書13ページ及び14ページ、控訴理由補充書8ページ及び9ページ）。

当該求釈明事項がいかなる違法事由となるか明らかではないが、念のため以下のとおり回答する。

- (1) ①について

本件都市計画の区域内に八の釜憩いの森復旧等のための緑地を含む緑地帯を確保した理由については、参加人準備書面(2)・第1・3・(3)（4頁及び5頁）、参加人準備書面(7)・第3・1・(3)（5頁及び6頁）において述べたとおりである。

- (2) ②について

「八の釜憩いの森」保全措置方針は、参加人準備書面(7)・第3・1・(3) (6頁)において述べたとおり、地域住民の意見を踏まえ、国土交通省が作成したものである。また、甲187号証及び甲188号証も同様に国土交通省が作成したものであり、当該内容が確定しているかどうか、さらに具体的な案は作成されているのか、現時点では、参加人において、八の釜憩いの森の具体的な話は受けてはいない。

- 3 控訴人らは本件事業認可申請時の担当者（横井純夫）の現住所について明らかにするよう求めている。

参加人準備書面(9)第3（5頁）において述べているとおり、同人への証人尋問の実施は不要であるから回答の要は認められないが、念のため以下のとおり回答する。

同人は既に東京都職員としての身分を有する者ではなく、参加人において同人の現住所は把握していない。